

議 案

〔 令 和 6 年 12 月 17 日 〕
〔 第 4 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第114号 水戸市固定資産評価審査委員会委員選任の同意を得ることについて

水戸市固定資産評価審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

椎 名 操

令和6年12月17日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。